

## EC販路拡大・定着支援事業業務委託仕様書

### 1 本業務の目的

物価高騰の影響を受けている県内食品事業者のECサイトによる売上げ拡大や新規顧客獲得等を支援し、収益の改善による経営力の強化を図る。

### 2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月10日まで

### 3 本業務の内容

#### (1) セミナー及びコンサルタントによる個別伴走支援等に関する業務

##### ア 食品事業者向けECセミナーの開催

ECモールへの出店やECサイト設置を検討している事業者や出店経験の浅い事業者を主な対象としたセミナーや、ECモール等への出店経験のある事業者を主な対象としたセミナーをそれぞれ開催すること。

なお、開催時期は委託者と協議の上、決定すること。

##### ① セミナーの内容

セミナーの趣旨に応じて、受託者の提案による。(以下 内容の例示)

- ・ ECコマースの状況や社会情勢等の解説並びにオンラインショッピングのサービス説明及び出店方法の説明 等
- ・ ECコマース運用や売上げを上げていくための考え方や施策など、オンラインショップを運営していく上で必要なスキルアップに関すること 等

##### ② 参加者数 各回10事業者程度

##### ③ 回数 計4回以上

##### ④ 開催方法 県内開催又はリモート開催により行うこと(現地・リモート併催も可)。

##### ⑤ 講師の選定 ECモールの運営に知見を有する者を選定すること。

##### イ ECコンサルタントによる個別伴走支援の実施

##### ① 個別伴走支援の内容 セミナー参加事業者のうち希望する事業者を対象とした、ECコンサルタントによる個別伴走支援を実施すること。

##### ② 参加者数 県と協議の上、5事業者以上を選定すること。

##### ③ 開催方法 対面又はリモートにより実施すること(対面・リモート併催も可)。

##### ④ 講師の選定 ECモールの運営に知見を有する者を選定すること。

##### ウ セミナー参加事業者等の情報共有の場の形成

事業者間のノウハウ共有や成功事例の横展開を促進するため、セミナー参加事業者

が相互に情報交換や意見交換ができ、本業務の終了後も事業者同士で自走、維持できるようにネットワークづくりの支援を行うこと。

#### **エ アンケート調査の実施**

セミナー参加事業者等のセミナー等の満足度、昨年度対同月比のEC市場での売上げ額の増減率等を把握するためのアンケート調査を実施し、報告する。

なお、アンケート結果を分析した内容については、委託業務実績報告書に盛り込んで報告すること。

#### **オ 経費の負担**

- ① セミナー開催及びECコンサルタントによる個別伴走支援に必要な参加者募集事務、資料作成・提供事務、会場調整事務等、一切の諸調整事務を受託者が実施すること。
- ② また、セミナーの参加者数が十分確保できなかった場合には、委託者と協議の上開催方法等を見直すこととし、その際の必要経費は受託者が負担することとする。

#### **カ 成果指標の設定**

本業務の目的に即した成果指標を提案すること。

### **4 成果品等**

事業終了後、業務ごとの実績等を事業実施報告書(任意様式)にまとめ、提出すること。

### **5 契約に関する条件**

#### **(1) 再委託等の制限**

**ア** 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち管理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

**イ** 受託者は、管理業務を除く本業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に県に対し書面にて、再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を協議しなければならない。また、再委託先についても、「企画提案競技実施要領」中、「3 参加資格に関する事項」に定める参加資格の要件(3)から(6)に準じること。

#### **(2) 再委託の相手方**

受託者は、(1)イにより本業務の一部を再委託する場合には、県内に主たる拠点を有し県内食品事業者の状況等を把握する者の中から選定するよう努めるものとする。

#### **(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求**

**ア** 県は、本業務の履行(再委託者を含む。)につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 受託者は、上記アによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に県に対して書面で通知しなければならない。

#### **(4) 権利の帰属等**

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、委託料の支払が完了したときをもって受託者から県に移転することとする。

#### **(5) 機密の保持**

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

#### **(6) 個人情報の保護**

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（令和4年12月27日秋田県条例第51号）を遵守しなければならない。

### **6 その他留意事項**

(1) 受託者は、委託業務に係る企画立案、進捗状況等について、発注者の求めに応じて適宜打合せを行うこと。

(2) 受託者は、委託業務の実施に当たり疑義が生じたときは、その都度発注者と協議すること。